

議長

次に、質問順位2番9番議員 森脇明美君。

議長

森脇明美君。

森脇議員

おはようございます。

通告に基づきまして一般質問を行います。

本町は戦後まもなくから、村内に多くの従業員が勤務する大きな事業所が3社あり、法人村民税や固定資産税等の税収により財政的にも豊かでした。時の村長が住民福祉の向上のためにと考えたのが、学校給食の無料化だったと言われていまして、昭和22年頃から小学校で脱脂粉乳を使ったミルク給食が全額公費負担で始まったのが最初です。昭和27年4月には、完全給食（パン・ミルク・おかずの三本立て）へと移行され、昭和32年に中学校、昭和37年に幼稚園で学校給食が始まりました。子育て支援・定住促進や少子高齢化対策の一環として、保護者の負担軽減を図るという観点から、給食費の無料化が継続されており児童、生徒の保護者からも大変喜ばれております。そして、現在、児童・教員等合わせて、こども園208名、小学校が459名、中学校が218名合わせて885名の給食が提供されております。

そこで最初の質問ですが、美味しい給食を提供するために給食センターで多くの方々が日々奮闘されていると思いますが、この給食センターで働いている方の人数をお尋ねいたします。

議長

森本教育委員会事務局長。

森本教育委員会事務局長

質問にお答えいたします。

給食センターで働いている人数ですが、栄養士1人、事務員1人、調理員14人、配送員1人、代替配送員2人が現在働いている人数になります。

調理員につきましては、14人働いていますが、米飯の日、ごはんの日ですが10人の出勤、パンの日は8人出勤しますが、そのうち1人は午前中のみの出勤となります。代替配送員

については、配送員が有給等で不在の場合のみ出勤いたします。

議長 森脇明美君。

森脇議員 今、雇用人数は伺いました。本当にたくさんの給食を10名で米飯の時は作られ、パンの時は8名ということで、大変な仕事になっておられると思います。

次に学校給食の開始以来、幼小中それぞれの施設の中で調理を行っていましたが、いわゆる自校方式から給食室の老朽化に伴い、共同調理による給食の安全と給食内容の充実を図るため、昭和50年度に和木町立学校給食センターを新設し、集中管理体制による食材の調達から調理、配送、その他必要な学校給食業務を昭和51年1月から一括して行っております。

給食センターが建設され45年の月日が経っており、調理室の施設や調理器具等の老朽化も著しく、毎年のように給食センターの修繕費や工事費が計上されています。

そこで次の質問ですが、過去5年間を遡って給食センターの修繕費と工事費を伺います。

議長 森本教育長。失礼しました、森本事務局長。

森本教育委員会事務局長 質問にお答えいたします。

過去5年間の修繕費と工事費ということでございますが、千円単位で申し上げさせていただきます。平成29年度につきましては、修繕費が111万8千円、工事費が494万7千円。平成30年度は、修繕費が127万2千円、工事費が171万6千円。令和元年度は、修繕費が126万5千円、工事費はございません。令和2年度は、修繕費が164万1千円、工事費が12万3千円。令和3年度は、11月1日時点で修繕費が78万9千円。工事費はございません。

修繕費の5年間の合計は608万2千円、工事費は678万4千円です。

議長 森脇明美君。

森脇議員 今、修繕費と工事費についてお尋ねしました。過去5年間だけでも修繕費がざっとお聞きしたところによりますと、毎年約100万円強掛かっており、工事費については総額が先ほど678万5千円って言われたんですかね、それぐらい掛かっておりますが、現在の給食センターの運営をそのまま現状のまま続けた場合の問題点、課題点をお尋ねいたします。

議長 森本事務局長。

森本教育委員会事務局長 給食センターの運営を現状のまま続けた場合の問題点ですが、昭和51年1月から運用開始した当初は衛生基準に適合しておりましたが、基準の改正が為される中で現在その基準に十分満足しない部分があるということと、建物の構造上、換気扇を動かしたら換気口から直接外気が入るため、夏場は非常に暑くなることです。課題点ですが、調理員が高齢化してきており、退職者が出た時に募集をしても応募がなかなか無く、人手不足になることがありました。また、給食センターには搬入室がなく、食材が直接下処理室に搬入されるため、異物の混入の恐れがあることや議員からご指摘がございましたが、センター施設の老朽化とともに、給食室や厨房機器に多くの修繕が必要となっているという課題があります。

議長 森脇明美君。

森脇議員 こんなに毎年たくさんの費用が掛かっており、町長の公約で築45年と老朽化した給食センターの建て替えは近々の課題だと言っておられますように、私も給食センターの建替えは急務だと思っております。令和2年の私の一般質問では、新しい給食センターはセンター方式を採用し、施設の床については、ドライシステムの床を採用すると答弁されておりますが、現在もその考え方の変更はないのでしょうか。

議長 森本事務局長。

森本教育委員会事務局長 前回からの回答から変更はございません。施設については、センター方式を採用する予定としており、床については、現在の学校給食衛生管理基準において、「ドライシステムを導入するよう努めること」となっているため、ドライシステムを採用する予定としております。

議長 森脇明美君。

森脇議員 今変更がないということで、そこでその広さの給食センターを作るには町内に適正な広さの候補地はありますか。また、考えておられるでしょうか。

議長 森本事務局長。

森本教育委員会事務局長 候補地につきましては、町内にいくつかございますが、まだ具体的には何も決まっていないという状態でございます。

議長 森脇明美君。

森脇議員 町内にいくつかあって具体的に決まってないということですが、ドライ方式にした場合、約900食の給食を作るのにはどの位の面積の土地が必要なんでしょうか。

議長 森本事務局長。

森本教育委員会事務局長 ドライシステムとは、細菌の繁殖を防止するため、床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業ができるというシステムのことでございますので、給食センター内の設備、機械、器具など、どういうものを配置するか設置するかはまだ決まっておりません。どのくらいの面

積が必要であるかということは明確にお答えすることが出来ません。最新の機器の導入や駐車場などのことを考えますと、現在の敷地面積以上の広さが必要になるのではないかと考えております。

議長 森脇明美君。

森脇議員 まだ具体的に町内では考えているけれども決まってないということです。その辺についてはもう少し今コロナ禍ですのでまた時期を見て伺いたいとしまして、新しい給食センターの運営方法について伺います。現状と同じように公設公営にされるのでしょうか。また、町財政の負担軽減のため、公設民営などの官民連携手法を活用されるのでしょうか、どういうお考えでしょうか。

議長 森本事務局長。

森本教育委員会事務局長 手法について検討する中で、公設民営化した場合や外注弁当、民間業者への委託を検討してきましたが、公設民営化では、委託料の発生、外注弁当では、食べ残しがニュースになることや対応できる業者が近くにいないこと、民間の給食センターにおいては遠方であること、新たに受け入れ枠がないこともありますので、公設公営で行うことが現状では最適だと考えております。

議長 森脇明美君。

森脇議員 最後に、町長は9月定例会で給食センターを任期中に整備すると示されておりますが、改めて町長に給食センターの建て替えの考え方をお尋ねいたします。

議長 米本町長。

米本町長

森脇議員のご質問にお答えを申し上げます。

現在の給食センターは、議員の申されるとおり昭和51年1月から業務を開始し、45年が経過し、建物の老朽化は著しく修繕の経費もかかる状態でございます。

3期目の当選を果たしました9月定例会の所信表明において、財政事情を勘案し、給食センターの建て替えに取り組んでいくと申し上げましたが、今もその考え方に変わりはありません。山口県町村会でも、各地の給食センターの視察を計画しようとしていたところでございますが、この今回のコロナ禍ということでどちらにも視察にお伺いすることができず、1日900食の給食に対し、どの程度の規模の施設が必要になるのか未だ漠然としており、ネット等での調査では設置費等において大きく差があることから、しっかりと現地調査をして、私なりの考えをまとめていきたいというふうに今考えているところでございます。

いずれにいたしましても、新しい給食センターにつきましては、「学校給食衛生安全基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に従い、汚染区域・非汚染区域の明確化、衛生管理が徹底された施設にしてまいりたいと思っているところでございます。

また、子ども園や小中学校に通う子どもたちの未来のため、日々成長する過程の中で、大事な給食を将来にわたって、安全で安心でおいしく、安定的に供給出来るよう、検討をさらに進めながら、給食センターの建て替えを進めてまいりたいと思っております。

議長

森脇明美君。

森脇議員

次に空き家対策について質問いたします。

この数年、瀬田地区や関ヶ浜の町民の方々からは、「空き家が増えてこまった」という言葉を多く聞くようになりました。

そこで先日、瀬田地区、関ヶ浜地区へ出かけて、住民の意見を伺いながら歩いてみました。私の調査した範囲では、瀬田地

区では約20戸、関ヶ浜地区では18戸の空き家がありました。それぞれの地区の一割位に当たります。特に一人暮らしをしている年配の住民からは、詐欺事件や防犯についての心配を聞かされました。近年、社会問題となっている空き家ですが、防犯面、防災面、衛生面などの問題に加えて、地域の景観を損ねるなど、環境に対する多方面への悪影響が懸念されています。管理されず放置状態となっている空き家については、早急な対策が求められていますが、これまでの法律では限界がありました。そこで、平成27年に施行されたのが「空家等対策の推進に関する特別措置法」です。この法律では、これまで曖昧であったが「空き家」が明確に定義され、空き家の対処において強制執行も可能となりました。そして「空家等対策の推進に関する特別措置法」における支援措置の一つとして「空き家対策総合支援事業」が設けられています。そこで、本町の取り組みについてお尋ねいたします。まず、本町の空き家に関する担当窓口はどこにありますか。

議 長 渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長 空き家に関する担当窓口についてのお問い合わせにお答えいたします。

役場にご相談やお問い合わせがありました場合、最初の窓口は企画総務課にてお受けいたします。一口に「空き家に関する窓口」と言われましても内容は多岐にわたりますので、お話を聞いて最適と思われる担当部署におつなぎすることになります。例を挙げますと、空き家バンクに関することであれば企画総務課、空き家の所有者調査であれば税務課、空き家の衛生状態に関することであれば住民サービス課、危険空き家の解体や除去に関する相談であれば都市建設課、このようなところになってまいります。先ほど森協議員のご発言の中で出てまいりました「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定義されている空き家についてちょっとご説明申し上げますと、人の住んでいない状態（水道・電気・ガスが使用されていない、さらに人

の出入りがない) こういった状態が1年続いている状態を空き家と定義しております。そういった住宅の中でも、特定空き家とは国土交通省の判断基準によりますと、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他放置することが不適切である状態、こういったものを特定空き家として認定することになります。

ただ、今現在、和木町内においては、特定空き家に認定した家屋はございませんので申し添えます。

議長 森脇明美君。

森脇議員 今、担当課を伺いました。今いろいろな場面場面でそれぞれ課が違うということで、基本的には、企画総務課が総合窓口をするっていうことでよろしいですか。それで、総住宅戸数に対してどの位の空き家戸数があって、空き家等の率は何パーセントになっているのかお尋ねいたします。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 空き家の現状把握についてでございますが、家屋の所有者が亡くなり、相続人が海外にいるため相続人の特定ができず、固定資産税の滞納が続いて、不能欠損になっている空き家、こういったものが町内に1件ございます。それ以外の空き家の数及びその率については把握はできておりません、しておりません。なお、参考までに申し上げますと、平成30年に住宅・土地統計調査というものが山口県で行われておりますが、県内市町の空き家率は平均17.6%、まあ市町に上下ありますが、最大一番大きいところで36.0%が空き家、少ないところだと最小の13.7%という、これ抽出調査なんで全戸調査はしておりませんがこういう数字が出ております。和木町に関しましては、人口15,000人未満の市町は公表対象ではないということなん

で数字は出ておりませんが、県平均よりは低いだろうとこのように推測しております。

議長 森脇明美君。

森脇議員 現在は確実な把握はされてないようですが、先ほどお聞きしますと町内で1件あるということで、これからまだ増えると思いますので早急に調査をお願いしたいと思います。

例えば、2019年秋の台風で被害が大きかった千葉県南部の地域では、家屋の屋根が吹き飛ぶなど一気に危険な状況になった空き家が解体されず、長期間放置され周囲が危険な状態に晒されております。空家対策特別措置法の制定により、倒壊や外壁の飛散の恐れがある空き家については、市町村が所有者を探索し適切な管理、修繕や解体を求め、場合によっては行政が代執行を行うことが出来ます。だがこうした対象ではない空き家も災害で一気に荒廃し周辺に危険がさしせまる状況になります。空家特措法では、応急措置に掛かった費用を所有者に請求する根拠が明確でないため災害時の対応を難しくしている問題もあります。また、今年7月の静岡県熱海市の土石流では、被災区域に多くの空き家が含まれており、一刻を争う救助活動の中で、被災者の所在確認をする際に空き家の存在が、各建物の移住状態を把握する作業を混乱させる要因ともなったそうです。広大エリアで災害が発生した場合、人の住んでいる家から救助活動に当たる必要が生じます。行政はせめて災害で甚大な被害が想定される地域では、前もって空き家の位置や所有者の連絡先を調査し、所有者らとすぐ連絡がとれる体制を整備することが重要だと思います。町内の災害リスクへの備えと対応について伺います。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 それでは、私の方から災害リスクへの備えと対応というご質問にお答えしたいと思います。

まず財産権の侵害という面から、非常にデリケートな問題でありました空家等に対する災害時の即時執行でございますけれども、昨年12月に、国から、災害対策基本法等に基づき、市町村は、災害時に適切な管理のされていない空屋等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限度の応急措置を実施することができるという見解が示されました。

こうしたことから、必要に応じて、災害対策基本法に基づいた対処をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほど企画総務課長が回答したとおり、特定空家に認定した空家はありませんし、所有者が不明の家屋も1件ということでございます。また、連絡体制ですけれども税務課によりますと、そのほかの家屋は固定資産税納税通知書が届き納税されていることから、所有者との連絡は取れる体制にあるというふうに考えております。

議長 森脇明美君。

森脇議員 いろいろな面で和木町はまだ空き家の対策について取り組む段階っていうか、まだ取り組んではいるがそんなに危険なところはないっていうことで、少しは安心しております。空き家対策総合支援事業についてお尋ねいたします。

これは事業の対象となるのは、各地域に策定される「空き家等対策計画に基づく事業」で、空き家の活用や空き家の除却、空き家の所有者の特定、関連する事業等に補助がありますが、補助を受けるためには、空き家等対策計画の策定や、協議会の設置が必要となります。本町はこれをどう考えておられますか。お尋ねいたします。

議長 村岡課長。

村岡都市建設課長 議員のおっしゃるとおり重複するかもしれませんが、空き家対策総合支援事業は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」における国からの財政支援措置の一つで、地域活性化を目

指した空き家の利活用とか、危険空家の除却、空き家の実態調査などをサポートする観点から設置された事業でございます。

国の方からの補助率でございますが、空家の利活用については、1/2若しくは1/3、空き家の除去については、2/5というふうになっております。この事業の補助対象になるためには「空き家等対策計画」を策定し「空き家対策協議会」というものを設置して地域の民間事業者との連携体制があるということが必要となります。和木町では、他の市町に比べ、空き家に関する相談事例が少なく、現時点では、限られた財源の中で、他の事業を優先して進めていく事業というふうには捉えておりません。しかしながら、今後、人口減少に伴い、他の市町のように空き家問題等が大きく顕在化してきた場合には、この事業等を活用していくことも必要になるのではないかとというふうに考えております。

議長 森脇明美君。

森脇議員 今、空き家の対策総合支援事業について伺いました。

空き家問題に対応するには、やはり周防大島町や阿武町など他市町では空き家条例を作っております。空き家対策特別措置法を活かして、空き家対策を進めるためにも、本町でも空き家条例が必要と思いますが、これは作るつもりはありませんか。

議長 村岡課長。

村岡都市建設課長 平成27年にですね「空屋等対策の推進に関する特別措置法」が施行されてことによりまして、危険空家の除却等の法的根拠が明確にされました。先ほど議員のおっしゃられたとおりですけれども、よって、法律に基づいてですね、危険空家に係る所有者の調査とか行政指導、行政処分が可能となり、町としてですね、特別に危険空家に関する条例を整備する必要というものがなくなりました。例えばですね、法を上回る厳しい措置を行う場合とか、空き家を活用した独自の事業を展開するとい

う場合においては条例化等必要となってくると思われませんが、現時点において、当町においては、条例化については現在のところは必要ないというふうに考えています。

議長 森脇明美君。

森脇議員 今後、空き家が増えて進めていかなければいなくなったらということで、その時はお願いしたいと思います。空き家になるのを防ぐために相談窓口の設置はされているかということで、これは先ほど総務課ということでしたが、相談窓口は本当に空き家対策が進まない今日、空き家となる前の対策として相談窓口が必要になります。気軽に相談できる窓口は行政だけでなく不動産業者、建設業者やその他の関連機関と連携することによって相談者の将来の不安をより一層払拭できますし、行政としては、空き家となる前の段階の情報収集ができ、今後の空き家対策のメリットにも繋がります。そしてなによりも管理が出来ない、管理されない空き家の減少にも繋がります。町内では多くの一人暮らしの高齢者も増えてきております。

現在、相談窓口が設置されてから設置後、利用等はあったのでしょうか。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 空き家になるのを防ぐための窓口における相談件数ということでございますが、相談窓口設置後、空き家バンクに関するお問い合わせと申しますか、契約、こういったものは平成26年に2件・27年度に1件、契約が成立しておりますが、これ以外の空き家に関するご相談というものは企画総務課ではお受けしたことはございません。

議長 森脇明美君。

森 脇 議 員 今はあまりないってことですが、今後は相談者も増える  
と思いますので、設置部署を広報等で知らせたりしていただき  
たいと思います。

最後に改めて、空き家対策について町長の考えを伺います。

議 長 米本町長。

米 本 町 長 私の考えということでございますが、まあ全国的には増加の  
一途をたどっております空き家でございますが、安全面・衛生  
面の問題を解決するために制定された「空家等対策の推進に関  
する特別措置法」が平成27年5月に全面施行され、自治体は  
特定空き家に対し、固定資産税の軽減措置対象から除外するこ  
とや実施までに様々な手続きにより相当な時間を要します強  
制撤去することができるようになったことは承知をしており  
ます。私が和木町で特定空き家に属するであろうというものが  
以前ございまして、これは和木3丁目の曙の地区にあったと思  
うんですが、それはきれいに解体がしてありまして、現在にお  
いては、和木町内には倒壊の恐れや著しく衛生面に問題がある  
空き家は、特定空き家は存在してないと思っております。

今後、森脇議員さんがおっしゃるように、本町においても空  
き家が増え続け、特定空き家に該当するものが出てくるよう  
であれば、その際には適切に対応してまいりたいと考えている  
ところでございます。しかしながら、あくまでも所有者の責任に  
おいて対処いただければと思っております。

議 長 森脇明美君。

森 脇 議 員 本当に、所有者の責任でということですが、今からは独居の  
家庭も増え空き家等も増加していくと思われれます。地域が衰退  
していくと和木町の活力も失われます。今後、防犯、防災、衛  
生面や地域の景観を損ねないよう、空き家対策にしっかり取り  
組んでいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議

長

再質問がないようですので、以上で森脇明美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。15分休憩いたします。

休 憩            10時 00分

再 開            10時 18分